

午前10時～午前11時30分
※8月14日(火)はお休みします。

◆問い合わせ

町民保健グループ

☎ 0240-27-2113



弁護士相談会を次のとおり開催いたします。親切丁寧に相談に応じてくれますので、お気軽にご相談ください。

相談内容

- ◎生活相談 ◎法律相談 ◎原発損害賠償問題 ◎多重債務問題
- 題 ◎相続・借地問題

四倉鬼越応急仮設集会所

日 時 8月18日(土)

場 所 四倉鬼越仮設集会所

日 時 8月25日(土)

場 所 中央台高久

日 時 8月18日(土)

場 所 第2仮設集会所

日 時 8月25日(土)

場 所 中央台高久

◆問い合わせ

農業委員会

☎ 0240-27-4163

これまで会えなかつた方との再会、そして新たな出会いの場となりますよう、ぜひご参加ください。

◆日 時

平成24年9月18日

(毎月第3火曜日)

午後1時30分～午後3時

タウンモール・リスボ2階

いわき市小名浜蛭川南5-16

茶話会、健康に関する講話、体操、その他創作活動など

◆問い合わせ

福島県相双保健福祉事務所

いわき出張所

いわき市平字梅本15番地

☎ 0246-24-6118

原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所
支所の開設について

原子力損害賠償紛争解決セン

無料弁護士相談会の開催について

「広野町・川内村合同交流サロン」のご案内

町民同士の交流の場「広野町・川内村合同交流サロン」を開催します。

借上げ住宅に住んでいる方など、いわき市にお住まいの方であればどなたでも参加できます。みなでお茶を飲みながらおしゃべりをしたり、レクリエーションなどを通して、心と体のリフレッシュをしませんか？



メールマガジンの配信について

広野町では、町民のみなさんに様々な情報をお知らせするため、メールマガジンの配信を行います。皆さんのご登録をお待ちしています！

○メールアドレス登録・変更について

広野町メールマガジン配信または区分変更をご希望の方は

ml-in@town.hirono.fukushima.jpに空メール（件名・本文を入力しないメールのこと）を送信してください。しばらくすると、「登録のご案内」のメールが届きます。メール本文に記載されているURLにアクセスし、登録・変更手続きを行ってください。
※メール配信は、「kikaku@town.hirono.fukushima.jp」から届きますので、迷惑メール対策をされている人はご注意ください。

◆お問い合わせ

企画グループ ☎ 0240-27-2114

原子力損害賠償紛争解決セン

・口頭審理期日（仲介委員と申立人・被申立人が面会し直接事情をお伺いする会合）の開催

◆支所における業務

- ・相双支所
- （福島県南相馬合同庁舎403
会議室）

南相馬市原町区錦町1-30

（福島県南相馬合同庁舎403

会議室）

- ・いわき支所
- （いわき市文化センター第2会議室）

会津若松市一箕町松長
1-17-62

◆支所の名称および設置場所

・県北支所

福島市霞町1-52
(福島市市民会館503号室)

・会津支所

会津若松市一箕町松長
1-17-62

・いわき支所

いわき市平字堂根町1-4

- ・相双支所
- （いわき市文化センター第2会議室）

南相馬市原町区錦町1-30

（福島県南相馬合同庁舎403
会議室）

◆申立書の受領

（東京事務所に転送し正式受理）

◆和解の仲介手続きに関する説明

（東京事務所に転送し正式受理）

◆業務時間

平日 午前9時～午後5時
(福島事務所・各支所)

◆問い合わせ

☎ 0120-377-155
(フリーダイヤル)

（平日 午前10時～午後5時）